

## 大阪府と大阪トヨタ自動車株式会社との包括連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と大阪トヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の地域活性化を推進するために、次とおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、府民サービスの向上及び府域の成長・発展を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域活性化に関すること
- (2) 環境に関すること
- (3) 人材育成・教育に関すること
- (4) 防災・防犯に関すること
- (5) 府政のPRに関すること
- (6) その他本協定の目的に沿うこと

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもつて協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

### （疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関する事項に關し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもつて協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年11月16日

甲：大阪府

代表者 大阪府知事 松井 一郎

乙：大阪府大阪市福島区福島5丁目17番2号  
大阪トヨタ自動車株式会社  
代表取締役社長 小原 靖史

## 大阪府と大阪トヨペット株式会社との包括連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と大阪トヨペット株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の地域活性化を推進するために、次とおり協定を締結する。

### （目的）

第2条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、府民サービスの向上及び府域の成長・発展を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域活性化に関すること
- (2) 環境に関すること
- (3) 人材育成・教育に関すること
- (4) 防災・防犯に関すること
- (5) 府政のPRに関すること
- (6) その他本協定の目的に沿うこと

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもつて協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。  
2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

### （疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関する事項に關し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもつて協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年11月16日

甲：大阪府

代表者 大阪府知事 松井 一郎

乙：大阪府大阪市西区立売堀3丁目1番1号  
大阪トヨペット株式会社  
代表取締役社長 横山 昭一郎

## 大阪府とトヨタカローラ南海株式会社との包括連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）とトヨタカローラ南海株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の地域活性化を推進するために、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第3条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、府民サービスの向上及び府域の成長・発展を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域活性化に関すること
- (2) 環境に関すること
- (3) 人材育成・教育に関すること
- (4) 防災・防犯に関すること
- (5) 府政のPRに関すること
- (6) その他本協定の目的に沿うこと

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもつて協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

### （疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関する事項に關し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもつて協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年11月16日

甲：大阪府

代表者 大阪府知事 松井 一郎

乙：大阪府堺市西区浜寺諏訪森町西1丁7番地  
トヨタカローラ南海株式会社  
代表取締役社長 久保 尚平

## 大阪府とトヨタカローラ大阪株式会社との包括連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）とトヨタカローラ大阪株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の地域活性化を推進するために、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第4条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、府民サービスの向上及び府域の成長・発展を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域活性化に関すること
- (2) 環境に関すること
- (3) 人材育成・教育に関すること
- (4) 防災・防犯に関すること
- (5) 府政のPRに関すること
- (6) その他本協定の目的に沿うこと

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもつて協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

### （疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関する疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年11月16日

甲：大阪府

代表者 大阪府知事 松井 一郎

トヨタカローラ大阪株式会社  
代表取締役社長 奥田 正美

乙：大阪府大阪市西区北堀江1丁目21番19号

## 大阪府とトヨタカローラ浪速株式会社との包括連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）とトヨタカローラ浪速株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の地域活性化を推進するために、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第5条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、府民サービスの向上及び府域の成長・発展を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域活性化に関すること
- (2) 環境に関すること
- (3) 人材育成・教育に関すること
- (4) 防災・防犯に関すること
- (5) 府政のPRに関すること
- (6) その他本協定の目的に沿うこと

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもつて協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

### （疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関する事項に關し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもつて協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年11月16日

甲：大阪府

代表者 大阪府知事 松井 一郎

乙：大阪府大阪市浪速区敷津西1-1-2  
トヨタカローラ浪速株式会社  
代表取締役社長 真鍋 昭夫

## 大阪府とトヨタカローラ新大阪株式会社との包括連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）とトヨタカローラ新大阪株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の地域活性化を推進するために、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第6条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、府民サービスの向上及び府域の成長・発展を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域活性化に関すること
- (2) 環境に関すること
- (3) 人材育成・教育に関すること
- (4) 防災・防犯に関すること
- (5) 府政のPRに関すること
- (6) その他本協定の目的に沿うこと

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもつて協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

### （疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関する疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年11月16日

甲：大阪府

代表者 大阪府知事 松井 一郎

トヨタカローラ新大阪株式会社  
代表取締役社長 久保 行央

乙：大阪府大阪市淀川区東三国3丁目10番21号

## 大阪府とネットヨタ南海株式会社との包括連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）とネットヨタ南海株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の地域活性化を推進するために、次とおり協定を締結する。

### （目的）

第7条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、府民サービスの向上及び府域の成長・発展を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域活性化に関すること
- (2) 環境に関すること
- (3) 人材育成・教育に関すること
- (4) 防災・防犯に関すること
- (5) 府政のPRに関すること
- (6) その他本協定の目的に沿うこと

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

### （疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関する事項に關し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年1月16日

甲：大阪府

代表者 大阪府知事 松井 一郎

乙：大阪府堺市西区浜寺諏訪森町西1丁24番地  
ネットヨタ南海株式会社  
代表取締役社長 久保 尚平

## 大阪府とネットヨタ大阪株式会社との包括連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）とネットヨタ大阪株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の地域活性化を推進するために、次とおり協定を締結する。

### （目的）

第8条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、府民サービスの向上及び府域の成長・発展を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域活性化に関すること
- (2) 環境に関すること
- (3) 人材育成・教育に関すること
- (4) 防災・防犯に関すること
- (5) 府政のPRに関すること
- (6) その他本協定の目的に沿うこと

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもつて協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

### （疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関する事項に關し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもつて協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年1月16日

甲：大阪府

代表者 大阪府知事 松井 一郎

乙：大阪府大阪市浪速区浪速東1-1-76

ネットヨタ大阪株式会社

代表取締役社長 福井 明子

## 大阪府とネットヨタニユーリー北大阪株式会社との 包括連携に関する協定書

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

大阪府（以下「甲」という。）とネットヨタニユーリー北大阪株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の地域活性化を推進するために、次とおり協定を締結する。

### （目的）

第9条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、府民サービスの向上及び府域の成長・発展を図ることを目的とする。

甲：大阪府

### （連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域活性化に関すること
  - (2) 環境に関すること
  - (3) 人材育成・教育に関すること
  - (4) 防災・防犯に関すること
  - (5) 府政のPRに関すること
  - (6) その他本協定の目的に沿うこと
- 2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもつて協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

### （疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に關し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもつて協議し、これを取り決めるものとする。

## 大阪府とネットトヨタ新大阪株式会社との包括連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）とネットトヨタ新大阪株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の地域活性化を推進するために、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第10条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、府民サービスの向上及び府域の成長・発展を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域活性化に関すること
- (2) 環境に関すること
- (3) 人材育成・教育に関すること
- (4) 防災・防犯に関すること
- (5) 府政のPRに関すること
- (6) その他本協定の目的に沿うこと

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもつて協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。  
2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

### （疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年11月16日

甲：大阪府  
代表者 大阪府知事 松井 一郎

乙：大阪府寝屋川市池田北町15番20号  
ネットヨタ新大阪株式会社  
代表取締役社長 久保 行央

## 大阪府とネットヨタ中央大阪株式会社との包括連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）とネットヨタ中央大阪株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の地域活性化を推進するために、次のとおり協定を締結する。

平成28年1月16日

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、府民サービスの向上及び府域の成長・発展を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域活性化に関すること
- (2) 環境に関すること
- (3) 人材育成・教育に関すること
- (4) 防災・防犯に関すること
- (5) 府政のPRに関すること
- (6) その他本協定の目的に沿うこと

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもつて協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

### （疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

甲：大阪府  
代表者 大阪府知事 松井 一郎

乙：大阪府大阪市西区立売堀3-1-1  
ネットヨタ中央大阪株式会社  
代表取締役社長 大内 伸次

## 大阪府と株式会社トヨタレンタリース大阪との 包括連携に関する協定書

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

大阪府（以下「甲」という。）と株式会社トヨタレンタリース大阪（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の地域活性化を推進するために、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第12条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、府民サービスの向上及び府域の成長・発展を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域活性化に開すること
  - (2) 環境に開すること
  - (3) 人材育成・教育に開すること
  - (4) 防災・防犯に開すること
  - (5) 府政のPRに開すること
  - (6) その他本協定の目的に沿うこと
- 2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもつて協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

### （疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に關し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもつて協議し、これを取り決めるものとする。

## 大阪府と株式会社トヨタレンタリース新大阪との 包括連携に関する協定書

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

大阪府（以下「甲」という。）と株式会社トヨタレンタリース新大阪（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の地域活性化を推進するために、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1 条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、府民サービスの向上及び府域の成長・発展を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2 条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域活性化に開すること
  - (2) 環境に開すること
  - (3) 人材育成・教育に開すること
  - (4) 防災・防犯に開すること
  - (5) 府政のPRに開すること
  - (6) その他本協定の目的に沿うこと
- 2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

### （協定の見直し）

第3 条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4 条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもつて協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

### （疑義の決定）

第5 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に關し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもつて協議し、これを取り決めるものとする。

## 大阪府とトヨタ部品大阪共販株式会社との包括連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）とトヨタ部品大阪共販株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の地域活性化を推進するために、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第14条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、府民サービスの向上及び府域の成長・発展を図ることを目的とする。

平成28年11月16日

### （連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域活性化に関すること
- (2) 環境に関すること
- (3) 人材育成・教育に関すること
- (4) 防災・防犯に関すること
- (5) 府政のPRに関すること
- (6) その他本協定の目的に沿うこと

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもつて協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。  
2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

### （疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

甲：大阪府  
代表者 大阪府知事 松井 一郎

乙：大阪府寝屋川市仁和寺本町3-1-1  
トヨタ部品大阪共販株式会社  
代表取締役社長 増本 克忠